

様式第8号(第7条関係) [1]

(議員用) (その1)

2015年 7 月 11 日

西宮市議会議長 様

議員名 よつや 薫



2015年度政務活動費収支報告について  
(4/1~6/10)

西宮市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、別紙  
のとおり 2015年度(4月1日~6月10日)政務活動費収支報告書を提出します。

(議員用)(その2)

2015年度政務活動費収支報告書  
(4/1~4/10)

議員名 よつや 薫

1 収 入

政務活動費 280,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	5,440	今報告分は、文書公開請求のコピー代のみ
研 修 ・ 会 議 費	1,640	勉強会参加費および交通費
広 報 ・ 広 聴 費	0	年間4回発行している個人の議会報告誌は報酬から支出。4月発行分も報酬から支出した。
資 料 購 入 費	6,320	年間をとおした調査活動に資する資料
交 通 ・ 通 信 費	0	調査研究費と研修・会議費に含まれている
人 件 費	0	全て議員本人が調査しているので不要
事 務 費	0	日常の議員活動の事務費は報酬から支出
事 務 所 費	0	議員控室と自宅で調査事務等を行っている
合 計	13,400	

3 残 額 266,600 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(様式1)

# 項目別集計表

( 2015 年度)

項目番号	項目名			
	調査研究費			
年月日	内 容	支 出 額 (充 当 額)	備 考	整理番号 又は 領収書番号
2015/4月1日	公文書公開請求コピー代	820 円		2
2015/4月10日	公文書公開請求コピー代	4,620 円		3
合 計		5,440 円		

※ 領収書は項目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式7)

# 領 収 書 等 貼 付 用 紙

整理番号	27
項 目 ※該当する項目 一つに☑する	<input checked="" type="checkbox"/> 1:調査研究費 <input type="checkbox"/> 2:研修・会議費 <input type="checkbox"/> 3:広報・広聴費 <input type="checkbox"/> 4:資料購入費 <input type="checkbox"/> 5:交通・通信費 <input type="checkbox"/> 6:人件費 <input type="checkbox"/> 7:事務費 <input type="checkbox"/> 8:事務所費
備 考 (按分率等)	

支出年月日 2015年 4月 / 日

## 領 収 書 H № 201100

住 所			
氏 名 (四津谷 薫 不美)			
科 目	金 額		
複写機使用料 公文書の写し作成費用	百万	千	円
			820
合 計			820
備 考			
上記の金額を領収しました。 平成 27年 4月 / 日			
西宮市 情報公開課		出納員 野条昇次	
西宮市 情報公開課 現金取扱員		高橋孝二	

- この領収書は西宮市出納員および取扱者印の押印によってその効力を生じます。ただし、小切手の場合はその交換計算を終了したあとでなければ領収書の効力は生じません。
- この領収書は、5カ年間大切に保存してください。

岡川学院様  
大跡地開発  
計画関連の  
公文書を  
公開請求し  
コーディネーター

- ※ 重ねないで4隅をのりづけし、必要記載事項を消さないように注意してください。
- ※ この用紙に貼りきれない場合は、2枚目以降、別紙（白紙等）を使用することも可とします。
- ※ 領収書の横に領収書番号を記入してください。
- ※ 整理番号欄は、必要に応じて適宜使用してください。

(様式7)

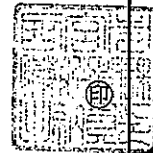
# 領 収 書 等 貼 付 用 紙

整理番号	3
項 目 ※該当する項目 一つに☑する	<input checked="" type="checkbox"/> 1:調査研究費 <input type="checkbox"/> 2:研修・会議費 <input type="checkbox"/> 3:広報・広聴費 <input type="checkbox"/> 4:資料購入費 <input type="checkbox"/> 5:交通・通信費 <input type="checkbox"/> 6:人件費 <input type="checkbox"/> 7:事務費 <input type="checkbox"/> 8:事務所費
備 考 (按分率等)	

支出年月日    2015年 4月 10日

## 領 収 書 H № 201121

住 所			
氏 名 四津谷 薫 様			
科 目	金 額		
複写機使用料 公文書の写し作成費用	百万	千	円
		4	620
合 計		4	620
備 考			
上記の金額を領収しました。 平成 27年 4月 10日			
西宮市 情報公開課 出納員 野条昇次			
西宮市 情報公開課 現金取扱員 高橋孝二			



- この領収書は西宮市出納員および取扱者印の押印によってその効力を生じます。ただし、小切手の場合はその交換計算を終了したあとでなければ領収書の効力は生じません。
- この領収書は、5年間大切に保存してください。

夙川学院短  
大跡地  
解体、開校  
計画関連  
公文書を  
公開請求  
コードと  
12。

- ※ 重ねないで4隅をのりづけし、必要記載事項を消さないように注意してください。
- ※ この用紙に貼りきれない場合は、2枚目以降、別紙（白紙等）を使用することも可とします。
- ※ 領収書の横に領収書番号を記入してください。
- ※ 整理番号欄は、必要に応じて適宜使用してください。

(様式1)

### 項目別集計表


( 2015 年度)

項目番号	項目名			
	研修・会議費			
年月日	内 容	支 出 額 (充 当 額)	備 考	整理番号 又は 領収書番号
2015/5月26日	近畿市民派交流学習会	1,640 円		4
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		1,640 円		

※ 領収書は項目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

政務活動記録簿

(研修・会議費)

整理番号	4	会派名 (議員名)			よつや薫
年月日	2015年 5 月 26 日 (火)				
開催場所 (都市・施設名等)	茨木市 茨木市クリエイトセンター 研修室				
研修・会議名	近畿市民派会				
参加議員名	よつや薫				
目的・ 内容・ 結果等 (別紙可)	①介護保険改正ポイントと課題 介護現場のジェンダー課題 講師:豊中市議会議員 熊野以素さん ②茨木市中学給食 (選択制) ③憲法カフェ「いわゆる戦争立法が国会に上程されているが、日本国憲法から見てどうなのか」 講師:小谷成美弁護士 ④茨木市教育委員会の学力体力向上計画について -「一人も見捨てへん教育」すべての子どもの学力向上に挑む取り組み- 講師:茨木市教育委員会学校教育推進課職員				
上記活動 に要した 経 費	会 場 費	円	内訳		
	講 師 費	円	内訳		
	交 通 費 (別紙可)				
	経 路	利用交通機関	積 算	金 額	収支番号
	夙川-茨木市	阪急	320×2	640 円	
				円	
				円	
	交通費 計			640 円	
	宿 泊 費	円	内訳		
	食 糧 費	円	内訳		
	資 料 費	円	内訳		
講習・記録費	円	内訳			
負 担 金	1,000 円	内訳		1	
	円	内訳			
活動経費 合 計			1,640 円		
支出報告	以上のとおり活動し経費を支出しました。			議 員 名	
				よつや薫 	
備 考					

\* スペースが足りない場合は、別途資料を添付してください。

(様式7)

# 領 収 書 等 貼 付 用 紙

整理番号	4
項 目 ※該当する項目 一つに☑する	<input type="checkbox"/> 1:調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 2:研修・会議費 <input type="checkbox"/> 3:広報・広聴費 <input type="checkbox"/> 4:資料購入費 <input type="checkbox"/> 5:交通・通信費 <input type="checkbox"/> 6:人件費 <input type="checkbox"/> 7:事務費 <input type="checkbox"/> 8:事務所費
備 考 (按分率等)	
支出年月日	2015年 5 月 26 日
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"><p style="text-align: right;">2015年5月26日</p><p style="text-align: center;">領 収 書</p><p>よつや薫 様</p><p style="text-align: center;"><u>金、1,000円</u></p><p style="text-align: center;">第95回近畿市民派議員交流・学習会参加費</p><p style="text-align: center;">近畿市民派議員交流・学習会 in 茨木 担当 小林美智子</p></div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">学習会参加費</p>	

④交通費

夙川一沢不市

住後.640A

- ※ 重ねないで4隅をのりづけし、必要記載事項を消さないように注意してください。
- ※ この用紙に貼りきれない場合は、2枚目以降、別紙（白紙等）を使用することも可とします。
- ※ 領収書の横に領収書番号を記入してください。
- ※ 整理番号欄は、必要に応じて適宜使用してください。



# Kahoru Yotsuya

---

件名: FW: [kinkishiminha:00736] 5月26日学習会の参加状況です

From: 小林みちこ [REDACTED]  
Sent: Thursday, May 21, 2015 8:59 PM  
To: [mail@kinkishiminha.sakura.ne.jp](mailto:mail@kinkishiminha.sakura.ne.jp)  
Subject: [kinkishiminha:00736] 5月26日学習会の参加状況です

みなさま

5月26日の学習会担当、茨木です。

統一選の議会は臨時議会が重なっているところもあるようです。  
また、告知が遅くなってしまったこともあり、予定を調整中の方もおられるかもしれません。  
改めて案内をいたしますので、参加をご検討の方は、5月23日（土）までにMLに参加の連絡をお願いいたします。  
今回、初参加の方もおられると思います。  
新たな出会い・交流を楽しみにしています。  
どうぞよろしくお願いいたします。

## 【近畿市民派学習会 茨木】

日時 5月26日（火）

場所:茨木市クリエイトセンター 研修室

茨木市役所から2分（JR茨木駅、阪急茨木市駅から8分）

茨木市駅前4丁目6-16

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/shisetsu/kyoikubunka/1317033331164.html>

## 1、内容

### ①10:10～11:50

介護保険改正ポイントと課題

介護現場のジェンダー課題

講師:豊中市議会議員 熊野以素さん

### ②12:00～12:50 昼休憩

茨木市中学給食（選択制）を食べていただきます。

### ③13:00～14:50

憲法カフェ

いわゆる戦争立法が国会に上程されていますが、  
日本国憲法から見てどうなのか、語ってまいります。

講師:小谷成美弁護士（明日の自由を守る若手弁護士の会）

### ④15:00～16:00

茨木市教育委員会の学力体力向上計画について

—「一人も見捨てへん教育」すべての子どもの学力向上に挑む取り組み—

講師:茨木市教育委員会学校教育推進課職員

### ⑤16:00～ アピールタイム、次回開催地

### ⑥交流会を予定しています。

2、参加費は1000円、  
昼食は500円（お茶とセット）。

項目番号	項目名	( 2015 年度)		
	資料購入費			
年月日	内 容	支 出 額 (充 当 額)	備 考	整理番号 又は 領収書番号
2015/4月1日	消費者レポート年間購読料2015年	2,000 円		1
2015/5月27日	2016年度 自治六法(ぎょうせい版)	4,320 円		5
合 計		6,320 円		

※ 領収書は項目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

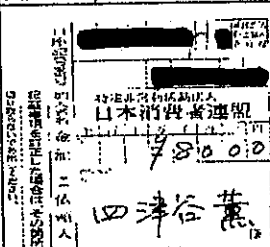
(様式7)

# 領 収 書 等 貼 付 用 紙

整理番号	1
項 目 ※該当する項目 一つに☑する	<input type="checkbox"/> 1:調査研究費 <input type="checkbox"/> 2:研修・会議費 <input type="checkbox"/> 3:広報・広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 4:資料購入費 <input type="checkbox"/> 5:交通・通信費 <input type="checkbox"/> 6:人件費 <input type="checkbox"/> 7:事務費 <input type="checkbox"/> 8:事務所費
備 考 (按分率等)	

支出年月日                      年           月           日

## ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
26-12-27	43025	A93510006
取扱店 ニシノミヤデン		
払込口座		
払込金額	*8,000	料金 *0
		
<p>振替受付票          払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。          料金には、消費税等が含まれています。          (ゆうちょ銀行)</p>		
入金額	*8,000	
おつり	*0	
現在、冬のおトクなキャンペーン実施中！ 詳しくは貯金窓口へ。		

印紙税申告納  
付につき遼町  
税務署承認済

・食の安全  
 ・原発問題  
 ・その他環境問題

に 肉類情報誌「消費者110」の  
 年間購読料が、2015年4月~6月分：2000円

- ※ 重ねないで4隅をのりづけし、必要記載事項を消さないように注意してください。
- ※ この用紙に貼りきれない場合は、2枚目以降、別紙（白紙等）を使用することも可とします。
- ※ 領収書の横に領収書番号を記入してください。
- ※ 整理番号欄は、必要に応じて適宜使用してください。

# 消費者リポート

No. 1572

2015.4.20



特集  
みんなで考えたい  
遺伝子組み換え

日本消費者連盟

特集

みんなで考えたい  
遺伝子組み換え

4 インタビュー

映画『パパ、遺伝子組み換えってなあに?』監督  
ジエレミー・セイファートさん

農業大国アメリカで

いま起こっていること

5 遺伝子組み換え作物の現状

6 米国で拡大するNO! GMOの声



(映画より)

ここ数年、遺伝子組み換え作物に関するドキュメンタリー映画が相次いで公開され、ひそかなブームとなつていきます。4月から公開される『パパ、遺伝子組み換えってなあに?』は家族を巻き込んで、食の真実に迫るロードムービー。2月下旬に来日したジエレミー・セイファート監督に遺伝子組み換え大国アメリカにおける市民運動の現状や映画に込めた思いなどを伺いました。

2 おしゃべりカナリヤ

植田武智(科学ジャーナリスト)

8 Hot News

BSEは過去の問題ではない

乳製品値上げ 背後に日本酪農の空洞化

急転直下か、漂流が揺れるTPP交渉

築地市場移転問題の現状

10 日本&世界の消費者ニュース

11 各地の話題 From 沖縄

マーティンのエコ・ニコ・エッセイ Hejisan!

12 新連載

わたしたちの地方創生①愛媛県今治市

13 くらしにSpice! 本と映画

14 ラウンドアバウト 読者の交差点

インフォメーション 各地のイベント情報

15 事務局目誌・わせたより

16 ギャラリー土のにおい

「大滝・大達原稲荷神社の神楽殿」 小菅通

表紙のことば

山のパン屋さんも知らぬ間に焼却炉が建っていました。煙が放射性物質を運んで大気中に拡散し、人々の飲料水源と、牧草地と、自然環境を汚染しました。鮫川村のてきことを通して私は「復興」という巨大な利権事業の実態を現在進行形で学んでいます。(清重伸之)

(様式7)

# 領 収 書 等 貼 付 用 紙

整理番号	5.
項 目 ※該当する項目 一つに☑する	<input type="checkbox"/> 1:調査研究費 <input type="checkbox"/> 2:研修・会議費 <input type="checkbox"/> 3:広報・広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 4:資料購入費 <input type="checkbox"/> 5:交通・通信費 <input type="checkbox"/> 6:人件費 <input type="checkbox"/> 7:事務費 <input type="checkbox"/> 8:事務所費
備 考 (按分率等)	

支出年月日      2015年 5月 27日

## ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
27-05-27	43365	A93160009
取扱店	ニシノミヤオチャヤシヨ	
払込口座	[REDACTED]	
払込金額	*4,320	料金 *0
		振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
入金額	*4,320	
おつり	*0	
新生活応援キャンペーン実施中！ 詳しくは、貯金窓口へ。		

印紙税申告納付につき幾町  
税務署承認済

「2015年版 自治法」

- ※ 重ねないで4隅をのりづけし、必要記載事項を消さないように注意してください。
- ※ この用紙に貼りきれない場合は、2枚目以降、別紙（白紙等）を使用することも可とします。
- ※ 領収書の横に領収書番号を記入してください。
- ※ 整理番号欄は、必要に応じて適宜使用してください。

# 自治法

地方自治法令研究会 編集

平成 27 年版

平成27年版トピックス

発刊後の重要改正については、無料で補遺版を発行します。

\*専用の申込用紙が入っています。

きょうせい

改正法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号) 最近改正 平六・六・二五法八三

朕は、帝国議会の協賛を経て地方自治法を制定し、ここにこれを公布せしめる。

地方自治法目次

第一編 総則(第一至第四条の二)……………五三

第二編 普通地方公共団体

第一章 通則(第五条第九条の五)……………五七

第二章 住民(第六条第十三条の二)……………六二

第三章 条例及び規則(第十四条第十六条)……………六三

第四章 選挙(第十七条第十七条之三)……………六七

第五章 選挙請求

第一節 条例の制定及び変更の請求(第七十四条第七十五条)……………六七

第二節 解散及び解職の請求(第七十六条第八十八条)……………七四

第六章 議会

第一節 組織(第八十九条第九十五条)……………七九

第二節 権限(第九十六条第九十七条の二)……………八二

第三節 招集及び会期(第九十二条第九十三条の二)……………九〇

第四節 議事及び副議長(第一百条第一百八条)……………九二

第五節 委員会(第一百九条第一百十条)……………九四

第六節 会議(第一百十二条第一百十三条)……………九六

第七節 副議長(第一百十四条第一百十五条)……………一〇二

第八節 議員の辞職及び資格の決定(第一百十六条第一百十八条)……………一〇三

第九節 紀律(第一百十九条第一百十三条)……………一〇五

第十節 懲罰(第一百十四条第一百十七条)……………一〇六

第七節 選挙の他の事項(第一百十八条第二十

八条)……………一〇七

第七章 執行機関

第一節 通則(第三十八条の二第三十八

条の四)……………一〇八

第二節 普通地方公共団体の長

第一款 地位(第三十九条第四十

条)……………一〇九

第二款 権限(第四十七条第四十八

条)……………一一二

第三款 補助機関(第六十二条第六十七

条)……………一一六

第四款 議会との関係(第七十六

条第八十

条)……………一二〇

第五款 他の執行機関との関係(第八十

条の二第八十

条の四)……………一二五

第三節 委員会及び委員

第一款 通則(第八十条の五第八十

条の七)

……………一二六

第二款 教育委員会(第八十条の八)

……………一二七

第三款 公安委員会(第八十条の九)

……………一二八

第四款 選挙管理委員会(第八十一

条第九十四

条)……………一二八

第五款 監査委員(第九十五条第二百

二

条)……………一三三

第六款 人権委員(公安委員会、労働委

員会、選挙委員会その他の委員会

(第二百二条の二)……………一三七

第七款 附置機関(第二百二条の三)

……………一三七

第四節 地方自治区(第二百二条の四)……………一三七

第八章 給与その他の給付(第二百三

条第七

条)……………一三九

第九節 会則(第二百三十八条第二百

三十九

条)……………一四三

第十節 予算(第二百三十九条第二百

四十

条)……………一四三

第十一節 収入(第二百三十九条第二百

四十

条の三)

……………一四九

第十二節 支出(第二百五十二

条第二百五十三

条の六)

……………一五七

第十三節 決算(第二百五十三

条第二百五十三

条の二)

……………一六一

第十四節 契約(第二百五十四

条第二百五十四

条の三)

……………一六二

第十五節 現金及び有価証券(第二百五

十五

条第二百五十五

条の二)

……………一六七

第十六節 時効(第二百五十六

条)

……………一七〇

第十七節 財産(第二百五十七

条)

第一款 公有財産(第二百三十八

条第二百

三十九

条の二)

……………一七二

第二款 物品(第二百五十九

条)

……………一七六

第三款 債権(第二百四十

条)

……………一七六

第四款 基金(第二百四十一

条)

……………一七八

第十節 住民による選挙請求及び訴訟(第

百四十二

条第二百四十二

条の三)

……………一八〇

第十一節 懲罰(第二百四十三

条第二百四十四

条の五)

……………一八五

第十章 公の施設(第二百四十四

条第二百四十四

条の四)

……………一九二

第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び

普通地方公共団体相互間の関係

第一節 普通地方公共団体に対する国又は都

道府県の四字等

第一款 普通地方公共団体に対する国又は

都道府県の四字等(第二百四十五

条第二百四十五

条の二)

……………一九五